

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団アーティストバンク取扱基準

平成20年 2月15日制定
19ACC本部発第215号
(事務局長決定)

平成28年 2月 3日一部改正
令和5年 3月 13日一部改正
令和7年 4月 1日一部改正
令和8年 4月 1日一部改正

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「財団」という）が荒川区民の芸術文化活動等を支援するために、アーティストの人材情報の登録と情報の提供及び活用について必要な事項を定めることを目的とする。

(アーティストの登録資格)

第2条 次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 個人又は団体の構成員のうち、少なくとも1人以上が荒川区内在住・在勤者、若しくは荒川区内で活動していて、演奏、歌唱、舞踊、演劇、書画等に関する芸術文化等の特技学識を持ち、出張出演・指導等ができること。
- (2) 財団が実施する事業や後援等を行う事業との関わりのある個人又は団体であること。
- (3) その他理事長が適当と認めた個人又は団体。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録対象外とする。

- (1) 18歳未満の者。(ただし、保護者の同意があるものを除く)
- (2) 政治又は宗教的目的をもって活動しようとする者。
- (3) 暴力団及びこれに準ずる団体に関わっていると認められる者。
- (4) 財団及び他のアーティストの品位を傷つける恐れのある者。
- (5) その他、アーティストバンク登録者として不適格と財団が認める者。

(アーティストの登録)

第3条 アーティストの登録は次のとおりとする。

- (1) 登録を希望する者は、別に定める公益財団法人荒川区芸術文化振興財団アーティストバンク登録申請書を財団へ提出するものとする。

- (2) 財団は、提出された登録申請書を審査し、事務局長が決定する。
- 2 登録が完了した際は、財団は当該個人又は団体に対しその旨を通知する。
また、登録にふさわしくないと判断した際は、財団は当該個人又は団体に対しその旨を通知する。

(登録アーティストの情報の公開及び提供)

第4条 財団は、ホームページ等で登録アーティストに関する情報を公開する。

- 2 ホームページを見た個人や団体等から、財団にイベント等への出演依頼があった場合、財団は登録アーティストの了承を得たうえで、依頼した個人や団体等へ連絡先を提供することとする。
- 3 登録アーティストとの交渉は、個人や団体等が自主的に行うことを原則とする。

(登録情報の変更・削除)

第5条 登録アーティストが、登録情報の変更及び削除を行う場合は、速やかに財団に届け出るものとする。

- 2 財団は、登録アーティストに対し、登録情報の変更及び削除の有無について、定期的に確認を行うものとする。
- 3 財団は、第1項の規定による届出の内容又は前項の確認に対する回答に基づき、前条に規定するホームページ等に公開している情報を変更し、又は削除する。

(登録の取消し)

第6条 登録されたアーティスト（以下、「登録アーティスト」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申請の内容に偽りがあったとき。
- (2) 登録アーティストの地位を利用し、不当な営利活動、宗教活動、政治活動等をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 本人からの取消しの申し出があったとき。
- (5) その他登録アーティストとして不適格と財団が認めたとき。

2 登録の取消しを行う場合は、当該登録アーティストにその旨を通知するとともに、ホームページ等で公開している登録情報を削除するものとする。

(経費)

第7条 登録アーティストの活動に伴い発生した経費については、「区内アーティスト派遣事業実施要綱」第11条の規定によるものとする。

(報告)

第8条 派遣事業実施後の報告については、「区内アーティスト派遣事業実施要綱」第10条の規定によるものとする。

(免責)

第9条 登録アーティストの活動に伴い発生した事故・トラブルについては、
「区内アーティスト派遣事業実施要綱」第15条の規定によるものとする。

附 則

この基準は、平成20年2月15日から適用する。

附 則

この基準の改正は、平成23年1月26日から適用する。

附 則

この基準の改正は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準の改正は、平成28年2月3日から適用する。

附 則

この基準の改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この基準の改正は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この基準の改正は、令和8年4月1日から適用する。

